

(28) 使用済自動車の再資源化施設

提案基準 28 「使用済自動車の再資源化施設」

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）（以下「自動車リサイクル法」という。）に規定する使用済自動車の再資源化施設で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 申請者は、自動車リサイクル法の解体業等の許可制度が施行（平成16年7月1日）された際、同法第2条第13項に規定する解体業を行っていた者で、継続して解体業を行うため同法第60条第1項に規定する解体業の許可を受けることが確実又は受けた者であること。
- 2 計画地は、自動車リサイクル法の解体業等の許可制度が施行された際、使用済自動車の解体業を営んでいた既存敷地と原則として同一であること。
ただし、従前の敷地が狭小であり、より周辺環境に配慮した計画にするために敷地増を図ることがやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- 3 地元市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺地域の状況等に照らし支障がない旨の当該市町村長の同意があること。
- 4 予定建築物は、解体作業場、事務所等であること。
- 5 申請に係る土地は、次の各号のすべてに該当すること。
 - (1) 原則として6メートル以上の幅員の道路に接すること。
 - (2) 農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと。
- 6 敷地計画については、敷地の周囲等に適切な緑地が確保されていること等周辺の環境に配慮された良好なものであること。
- 7 建築計画については、次の各号のすべてに該当すること。
 - (1) 施設の配置、内容、規模等が適切であり、建ぺい率が60パーセント以下、容積率が200パーセント以下、高さが原則として15メートル以下であること。
 - (2) 騒音、振動が発生する作業については、原則として建築物の内部で行うこととし、当該建築物に防音、振動対策が講じられていること。
 - (3) 適切な水質対策（コンクリート舗装、油水分離槽等）が講じられていること。

<留意事項>

ア 要件1については、県廃棄物対策課の意見書により確認する。

イ 要件2 ただし書の敷地増を図る場合の増加面積は、原則として既存敷地面積以下とすること。

ウ 要件7 (1)のうち、建ぺい率、容積率及び高さについては、開発許可の場合には法第41条第1項の規定による制限として、法第42条第1項ただし書き許可又は法第43条第1項の許可の場合には法第79条の規定による許可条件として付加する。

【解説P79参照】